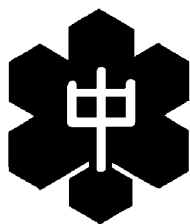


平成30(2018)年度



入学説明会



茨木市立太田中学校

〒 567-0017 大阪府茨木市花園一丁目 6 番 1 0 号

Tel 072-641-2557

Fax 072-641-3924

<http://www.educ.city.ibaraki.osaka.jp/ohda-j/index.htm>

e-mail ibjh14@educ.city.ibaraki.osaka.jp



茨木市立太田中学校 校歌

作詞 米谷之宏
作曲 落合一

一、深みどり 豊かな大地

刻まれし 古代の遺跡

故郷の 誇りたたえて

学び舎に 育つ若人

今、われら 明日を求めて

磨き合う 自律と正義

二、空明けて あふれる光

羽ばたける 雄々しき姿

胸張りて 大地踏みしめ

逞しく 挑む若人

今、われら 明日をめざして

鍛え合う 心と体

三、日々新た 世紀の使命

大きな輪 未来を拓く

文化の灯 教訓受け継ぎ

望む夢 励む若人

今、われら 明日の担い手

深め合う 英知と愛を

われらが健児 いざ集え

太田中学 ここにあり

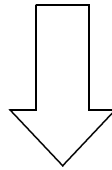
1. 学校案内

(1) 教育目標 (平成29年度)

「支えあい、学びあい、高めあう 太田中」

(2) 学校努力目標 (平成29年度)

自律し、正しくたくましく生きる生徒の育成



知徳体の調和のとれた、
あたりまえのことがあたりまえに
できる、生徒を育成しよう。

- ・ 人権教育
- ・ 集団づくり
- ・ 生活指導
- ・ 地域理解

(3) 学校の沿革

昭和60年	4月	1日	茨木市内14番目の中学校として開校、4月8日開校式及び入学式を挙げる。 第一期生(2年生221名:三島中、北中より) 第二期生(1年生269名:太田小、西河原小より)
昭和60年	6月	8日	P.T.A.設立総会を開催する。
昭和60年	6月	19日	校旗を制定する。
昭和60年	6月	25日	プール竣工式(この日を学校創立記念日とする)。
昭和61年	3月	15日	校歌制定発表会を開催する。
昭和62年	3月	14日	第一回卒業証書授与式を挙げる。
平成6年	10月	29日	創立10周年記念式典を挙げる。
平成21年	11月	7日	創立25周年記念式典を挙げる。
平成30年	3月	14日	第三十二回卒業証書授与式を挙げる(予定)。

*平成30年度入学生は第35期生となります。

(4) 在籍生徒数 (平成30年度予定)

	男子	女子	計	学級数
一年生	88	82	170	4
二年生	100	107	207	6
三年生	81	84	165	4
計	269	273	542	14

(5) 教育課程

① 教科および週あたり時間 (平成30年度 1年生)

教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健	技家	英語	道徳	特活	総合	合計
週時数	4.0	3.0	4.0	3.0	1.3	1.3	3.0	2.0	4.0	1.0	1.0	1.4	29

<1年生 時間割の例> (平成30年度)

【前期】

	月	火	水	木	金
1	1	6	12	16	22
2	2	7	13	17	23
3	3	8	14	18	24
4	4	9	15	19	25
5	5	10	道	20	26
6	特	11	補	21	総

【後期】

	月	火	水	木	金
1	1	6	12	16	22
2	2	7	13	17	23
3	3	8	14	18	24
4	4	9	15	19	25
5	5	10	道	20	総
6	特	11	補	21	総

特：特活 道：道徳 総：総合 補：補填の時間 (欠けた時間の補填)

② 日課表

予 鈴	8 : 25	中間テスト、期末テスト、 その他教育課程の変更等 により、時程が変更する 場合があります。
M T (朝読・朝礼)	8 : 30 ~ 8 : 45	
1	8 : 50 ~ 9 : 40	
2	9 : 50 ~ 10 : 40	
3	10 : 50 ~ 11 : 40	
4	11 : 50 ~ 12 : 40	
昼 食	12 : 40 ~ 13 : 20	
予 鈴	13 : 20	
5	13 : 25 ~ 14 : 15	
6	14 : 25 ~ 15 : 15	
S T (終礼)	15 : 20 ~ 15 : 30	
清掃活動		

(6) 部活動 (平成29年度)

文化部		運動部	
吹奏楽部 (男女)		陸上部 (男女)	卓球部 (男女)
アニメ研究部 (男女)		サッカー部 (男女)	バレーボール部 (女)
創作部 (男女)		野球部 (男女)	ソフトテニス部 (男女)
科学部 (男女)		水泳部 (男女)	

部活動について

部活動顧問は、教育課程外の活動で教員のボランティア的要素が強く、本来業務ではないことをご理解ください。また、**現在活動している部活動も、諸事情により存続していないこともありえます。以上の点をご理解願います。**

○男子制服

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ① 冬季上着 (10月～5月) | 黒色詰襟の標準学生服 |
| ② 夏季上着 (6月～9月) | 白色半袖シャツ (カッター・開襟) |
| ③ ズボン | 黒色の標準学生ズボン |
| ④ ベルト | 派手でないもの |

○女子制服

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ① 冬季上着 (10月～5月) | 紺色セーラー服に青色襟カバー (本校指定) |
| ② 夏季上着 (6月～9月) | 白色半袖セーラー服 (本校指定) |
| ③ スカート | 紺色スカート (本校指定) |

※ 男女とも変形服は、認めない。

○靴下・・・ 男女とも靴下の色は自由とする。ただし、式 (入学式、卒業式等) では白または黒・紺を基調としたものとする。

○靴・・・ 男女とも体育の授業に適した靴とする。(色は自由)

○鞆・・・ 鞆は派手でないもの。

○冬季の防寒服

- ① 黒、紺を基調として、派手なデザインでないものを着用することを認める。
- ② 女子については、無地の黒・紺・灰色カーディガンを保温着として認める。
- ③ 手袋、マフラー、ネックウォーマーは、登下校時の使用は可。

(マフラーは平成15年度、防寒着については平成17年度生徒会の取り組みによる)

(2) 頭髪について

- ① 頭髪は中学生らしく清潔にする。

(3) 登下校について

- ① 登下校には、制服の着用を原則とする。
- ② 通学は、徒歩を原則とし正規の通学路を通行すること。
- ③ 登校後は、無断で校外へ出ない。
- ① 下校時刻を守り、途中道草をしたり、買い食いをしたりしない。

(4) 所持品

- ① 学習に直接関係のないものは、学校に持ってこないこと。
- ② 不用なお金は、持ってこないこと。
- ③ 物品の売買や貸し借りをしないこと。
- ④ 持ち物には、必ず学年・学級・氏名等を書くこと。

※ 携帯・スマホは、契約をする際に保護者の責任の下、フィルタリングの設定が義務付けられております。生活の乱れや依存、ゲーム課金や不正アクセス・不特定多数との交流など様々なトラブルの元にならない用、定期的なルールの見直しをしてご契約するようにしてください。

※ 学校への持ち込みは不可です。許可しておりません。また、携帯・スマホで起こるトラブルについては保護者の管理下となりますので、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。まずはチェック・・・（「子供にスマホを持たせる前に」別紙 P16 総務省作成資料）

(5) 門限

一般門限時刻 午後 4 時 3 0 分
部活動の門限時刻

月	時 間	月	時 間
4 月～9 月	6 時	2 月	5 時 1 5 分
1 0 月	5 時 3 0 分	3 月	5 時 3 0 分
1 1 月～1 月	5 時		

※ 年間通じて、水曜日が全校一斉退校日になりますので、午後 5 時完全下校

(6) その他の一般心得

- ① 始業の合図で教室に入り、授業の準備をすること。
- ② 友人の家へ外泊するのはやめよう。
- ③ 外出する時は家族に行き先・帰宅時間をしっかり告げておこう。
- ④ 公共の施設を利用するときはルール、マナーを守ろう。
- ⑤ 交通ルールを守り、登下校しよう。
- ⑥ 鉄道学割等証明書の必要な場合は、1 週間前に申し出ること。（学割交付願）

(7) 自転車賠償責任保険の加入について

大阪府自転車条例の制定に伴い、未成年の自転車保険の加入が保護者の責任において義務付けられております。本校での部活動・学校行事等で使用の可能性がありますので、※別紙 1 を参照のうえ、確認用紙※別紙 2 を 4 月末日までに、担任までご提出ください。

3. 保健

(1) 保健室について

保健室は

- ・ からだの成長のようすを知るところ
- ・ 病気やけがの応急手当をるところ
- ・ からだやこころのことで心配なことや困ったことを相談するところ

保健室は子どもたちが健康で楽しい学校生活が送れるようにお手伝いするところです。

① 学校で体調を崩したとき

子どもの症状などについて話を聴き、体温・脈拍・顔色・睡眠・食事・排便・前日の様子などからだの状態を観察し、授業が受けられるかどうか判断します。

- ・ 教室での授業継続が可能な場合は、教室で教科担任が経過を観察します。
- ・ 授業を受けることができない場合は、保健室で安静にし、経過を観察します。
- ・ 発熱や休養しても回復しない場合は、早退します。保護者に連絡しますので、可能な限り、お迎えをお願いします。

※ 保健室での内服薬の投与は、いっさい行いません。

② 学校でけがをしたとき

- ・ 保健室では、応急手当を行います。早急に医療機関の受診が必要な場合は保護者に連絡し、受診します。かかりつけの医療機関があればそちらを優先します。
- ・ 診療内容について、保護者と一緒に説明を受けることが望ましいので、可能な限り保護者同伴をお願いします。（保険証もご持参下さい。）
- ・ 家庭で経過をみていただく場合、家庭連絡表、または電話にて連絡します。

早退や病院受診が必要な場合は保護者に連絡します。なかなか連絡がつかず、子どもがつらい思いをすることがあります。普段と緊急の連絡先が違う場合は子どもに伝えておいて下さい。また、勤務先や緊急時の連絡先が変更になった場合は速やかに担任までお知らせ下さい。

お子様の成長とこころとからだの健康を願い、一緒に考えていきたいと思えます。何か気になることがありましたら、保健室までご連絡下さい。

(2) 出席停止について

学校保健安全法により「学校において予防すべき感染症」として定められた病気があります。それらの病気にかかった場合は、「出席停止」になります。「出席停止」は欠席の扱いにはなりません。医師から「学校感染症」と診断された場合は、担任までご連絡下さい。

【主な学校感染症と出席停止期間】

《 感染症名 》	《 出席停止期間 》
インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び、新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
ひやくにちぜき 百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
ましん 麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
りゅうこうせいじかせんえん 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
ふう 風しん（3日ばしか）	発疹が消失するまで
すいとう 水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮下するまで
いんとうけつまくねつ 咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
けっかく 結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
ずいまくえんきんせいずいまくえん 髄膜炎菌性髄膜炎	

※ 医師から登校許可があるまで自宅で療養してください。医師の許可を受けて「登校届」を保護者が記入し提出して下さい。医師の診断書や証明書は必要ありません。

(3) 災害共済給付制度について

災害共済給付制度とは、学校管理下での災害（けがなど）について、給付金を支払う日本スポーツ振興センターの制度です。加入手続きは、入学当初に同意書を提出し、共済掛金を支払うことで行います。（1年時加入者は在学期間中継続加入となります。）

- ・学校管理下とは、子どもが登校してから下校するまでの間のことです。（休日の部活動なども含まれます。）
- ・学校管理下における災害（けがなど）で医療機関を受診した場合は、災害給付金の請求手続きを行いますので、担任、部活動顧問、保健室までお知らせ下さい。
- ・災害給付の対象は、初診から治ゆまでの医療費総額が3割負担の保険診療で1,500円（500点）以上です。医療証等を使用した場合は、別途ご連絡ください。

4. 入学時必要品(平成30年度予定)

(1) 男子学生服

品 名	サイズ	価 格	協力店名
男子学生服(上下)	個別	27,660 円 ～ 36,440 円	富士サービス
長袖カッターシャツ	A 体	2,280 円 ～ 2,770 円	
	B 体	2,660 円 ～ 3,010 円	
半袖カッターシャツ	A 体	2,220 円 ～ 2,590 円	
	B 体	2,340 円 ～ 2,710 円	

(2) 女子制服

品 名	価 格	協力店名
女子制服(上下)	22,900 円 ～ 28,000 円	清田商店
ネクタイ	590 円	
襟カバー	1,100 円	

(3) 体操服

品 名	サイズ	価 格	協力店名
冬用(上)	S S ～ L	4,420 円	富士サービス
	3 L	4,880 円	
冬用(下)	S S ～ L L	3,600 円	
	3 L	3,950 円	
夏用半袖シャツ	150cm	1,310 円	
	S ～ L	1,490 円	
	O	1,650 円	
	XO	1,830 円	
ハーフパンツ	150 ～ O	2,190 円	

(4) 体育館シューズ 2,390 円 富士サービス

※シューズ袋再購入の場合 210 円

(5) 上ばき(新タイプ) 1,080 円 富士サービス

(6) 名札・生徒手帳は学校にて一括注文し、教材費より引き落としします。

(7) その他(各シーズンに販売の案内をいたします)

○水泳用品

品 名	サイズ	価 格	協力店名
男 子 水 着	140 ～ L L	2,110 円	富士サービス
	3 L ～ 4 L	2,220 円	
女 子 水 着	140 ～ L L	3,030 円	
	3 L ～ 4 L	3,390 円	
帽 子	フリーサイズ	620 円	

○男子柔道着 3,900 円(平成 28 年度) フジスポーツ

○男子学生服ボタン(セット) 510 円 富士サービス

(学生服購入時込み) 大 60 円、小 60 円、裏ボタン 10 円

○男子夏用 半袖開襟シャツ 2,220 円～ 2,710 円

夏用ズボン 5,270 円～ 7,440 円

○ゼッケン 80 円 富士サービス

○女子夏用	夏用セーラー服	5,400 円	清田商店
	スカート	9,900 円、11,000 円	

◎いずれの品物も型・色が同じであれば、どこで買っていただいても結構です。

◎生徒手帳・名札については、学校で配布します。(学校諸会費から支出します。)

5. 学校諸会費について

本校では、教育活動に必要なお金（教材費、校外活動費、その他諸費）および PTA 会費について金融機関の自動振替制度を利用して集金させていただいております。

平成 30 年度は下記の通りとなりますのでご確認ください。

取り扱い金融機関	ゆうちょ銀行
振替月日	4、6、9、11月の27日（土日祝日の場合は、翌営業日）
	※6月はPTA会費
振替手数料	1件につき10円のご負担をお願いしております。
集金実績（平成29年度）	1年 26000円
	2年 14000円
	3年 20000円

※年度末に清算し、残額が生じた場合は3月に返金します。

返金の際は手数料30円をご負担いただいております。

平成 30 年度第 1 回集金予定日および金額 4 月 27 日（金）10000 円

※修学旅行費について

旅行会社の口座引落制度を利用し、保護者の方が直接旅行会社に金額を支払う形をとらせていただいております。1 年の 3 学期より積み立てを開始する予定です。

※ PTA 会費について

6 月時に学校徴収金と同じ集金方法で集金させていただきます。

会員（保護者）2 名の場合 4800 円

会員（保護者）1 名の場合 2400 円

6. 就学援助制度について

茨木市では、お子さまを小・中学校に通わせる上で必要な教材費・校外活動費、修学旅行費、学校給食費などを援助する制度制度があります。詳しくは市の HP にてご確認ください。

また、手続きにつきましては、入学されてから改めて制度の案内を配布いたしますので、そちらでご確認ください。

7. 入学式・始業式について

- (1) 日 時 平成30年4月9日(月)
午前8時30分集合(午前9時開式)
- (2) 場 所 茨木市立太田中学校 体育館
- (3) 持ち物 上履き・体育館シューズ・筆記用具
かばん、袋等(教科書・各種書類の持ち帰り用)
※保護者同伴、上履き持参をお願いします。

【注意事項】

※制服を着用して下さい。

※教科書は入学式後、教室にて無償配布します。

※所持品には、必ず学年・組・氏名を記入して下さい。

※不用なお金や学習に必要でないものは持たさないで下さい。必要なときは印刷物等で連絡します。

※学年のカラーは青色です。上履きの色等で学年カラーを使います。
(他学年のカラーは、新3年：赤、新2年：緑となっています。)

※給食はありません。また、パン販売も行っておりません。弁当を持参して下さい。
なお、中学校ランチ(1食 320円)を実施していますので、ご利用下さい。
中学校ランチについての説明は入学後に行います。
(4月9日：入学式・始業式は午前中で終わりますので弁当はいりません。)

(4) その他

不審者対策として来校される際は名札着用をお願いしています。名札用紙は入学後学校より配布させていただきます。名札ケースは小学校でお使いの物をご使用下さい。入学後に吊し名札購入希望用紙を配布させていただきますので、必要であればご購入下さい。1つ140円です。よろしくお願いいたします。

地震発生・気象警報発令時の緊急措置について

地震発生時の措置
(1) 大地震（震度5弱以上）が発生した場合
①始業前・・・・・・臨時休業 ②授業中・・・・・・授業中止（状況により学校待機、または集団下校の措置） ③放課後・・・・・・翌日臨時休業
(2) 震度5弱未満の地震が発生した場合
学校園設備の被害状況・通学路の安全状況により、臨時休業の措置をとるかどう か判断するので、 <u>臨時休校の連絡がない限り登校する。</u>
※大地震発生時の臨時休校の期間は、被害状況により異なるので学校からの連絡 による。

気象警報発令時の措置
「暴風警報」が発令された場合のみ、下記の措置をとる。（「大雨警報」・「大雨・ 洪水警報」等の警報が発令された場合は、通常どおり登校する。
(1) 午前7時の時点で警報発令の場合・・・・・・自宅待機
(2) 午前9時までに警報解除の場合・・・・・・解除された時点で登校
(3) 午前9時に警報が解除されていない場合・・・・臨時休校
※ 登校後に「暴風警報」が発令された場合は、原則としてその時点で下校する。

「特別警報」が発令された場合についても、上記と同じ措置をとる。

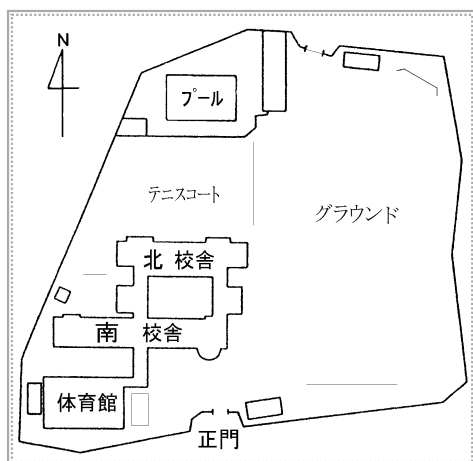
太田中学校 通学区域マップ



(国土交通省国土地理院発行地図より改訂)

【通学区域】

太田一丁目～三丁目 花園一丁目・二丁目 高田町 十日市町3番 太田東芝町
 東太田二丁目～四丁目 東太田一丁目4～6番（但し5番101～822号は除く）
 西太田町（但し34番2・5号は除く） 西河原北町 五日市一丁目1・2番 城の前町
 西河原三丁目 南耳原一丁目1番 南耳原二丁目1～6番



太田中学校 教室配置図 (予定)

4階



EV



4 F

3階

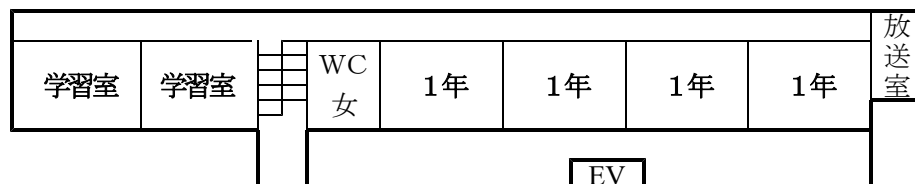


EV



3 F

2階

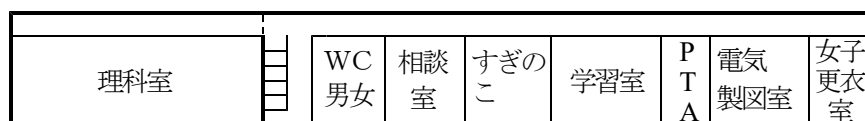


EV



2 F

1階



下足

EV

下足



1 F

↓ 体育館へ

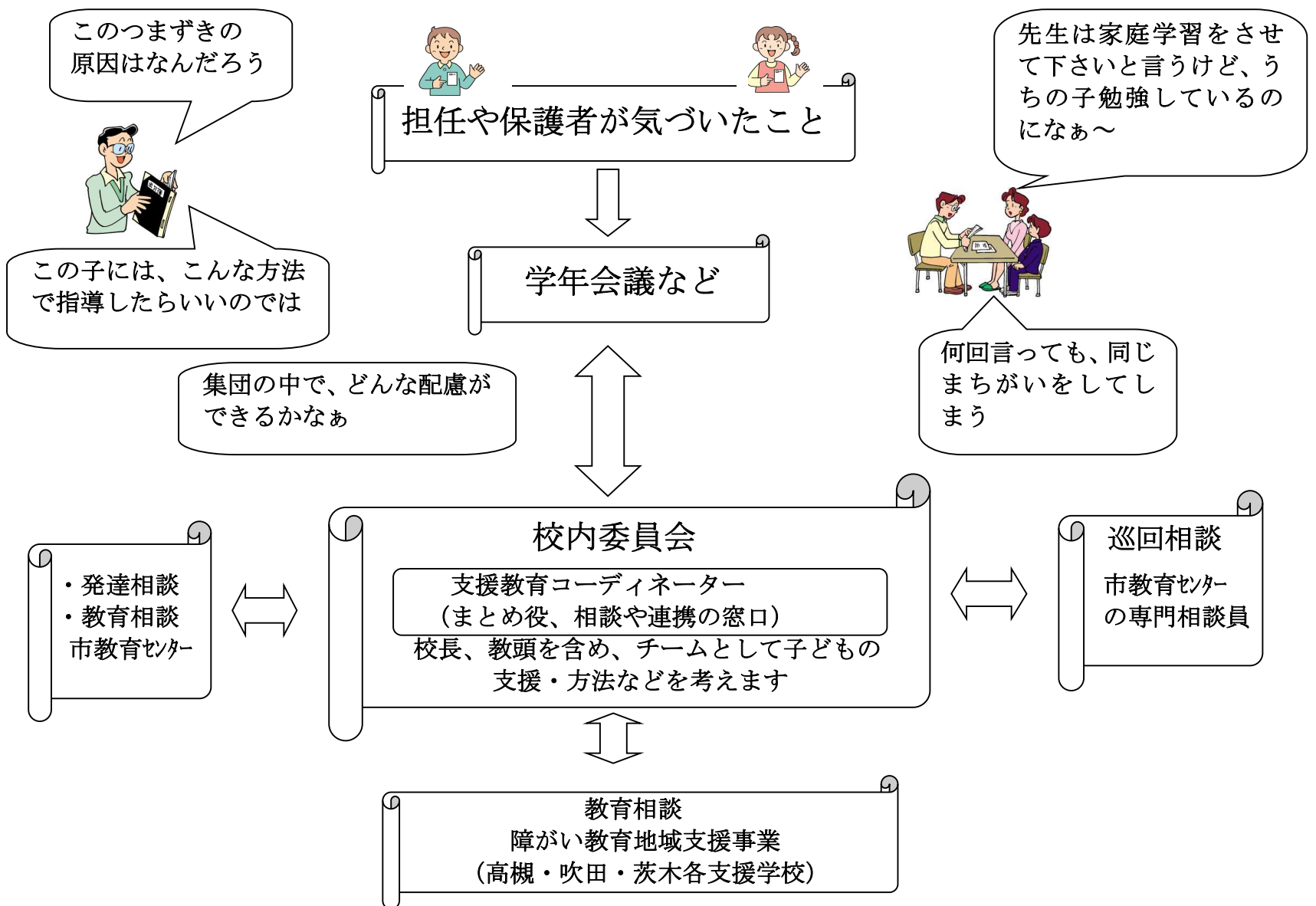
正門

本校での支援教育の取り組み

茨木市立太田中学校

支援教育とは、支援学級に在籍している生徒や通常の学級に在籍し学習活動、コミュニケーションの取り方などで困難を感じている生徒に対して、それぞれの必要に応じた支援を行う教育です。2007年4月から全国の学校で実施されています。本校では、子どもの指導にあたる学級担任、教科担任だけでなく、支援教育コーディネーターを中心に学校の教職員全体がチームとして一人ひとりの支援方法などを考えています。

また、支援教育士の資格を持つ市教育センターの専門相談員が学校を巡回し、よりよい支援に向けたアドバイスを教職員に対して行っています。学習活動、コミュニケーションの取り方などで、悩んでいることがあれば、担任の先生や学年の先生に相談してください。



Q:子どものつまずきなどに気づいたら、どうすればいいのでしょうか。

A: まず、担任や学年の先生にご相談ください。
支援教育コーディネーターに相談していただいても結構です。

Q:どのような支援が受けられるのでしょうか。

A: 個に応じた指導・支援を実施していきます。保護者の方と一緒に、生徒の力を伸ばすためどうしていったらいいか考えていきたいと思えます。教職員が生徒一人ひとりの個性や伸ばしたい力、指導目標や指導方法などを共通理解します。また、場合によっては、関係機関と連携して取り組みます。

茨木市立太田中学校 支援学級すぎのこ紹介

すぎのこって何をするとこ？

太田中学校の支援学級すぎのこでは、通常の学級での学習やコミュニケーションに困難を感じている生徒に、支援を行っています。生活の基盤は通常学級におき、ともに学び、ともに育つことを大切にしながら、仲間の中でつながりをもってほしいと考えています。すべての生徒にとって通常学級が安心して過ごせる生活の場であるように学校全体で支援しています。

支援学級すぎのこでは、基礎基本の学力やコミュニケーション力をつけていくための学習を行っています。また、生徒によっては、実技教科などの入り込み（支援）も行っています。

授業について

- ◎ 支援学級で学習する抽出授業と通常学級で学習する授業があります。
- ◎ 年度初めに各教科の学習状況について、本人・保護者・学校とが話し合い、授業の受け方を決めます。

すぎのこでめざすこと

- ★一人ひとりに適した学習方法を、生徒と一緒に考え基礎基本をていねいに学ぶところです
- ★一人ひとりが『できた！やったあ！』と達成感や喜びを感じられることの支援をするところです。
- ★一人ひとりが互いに大切にされるために、人と人とのつながりを考え工夫し、コミュニケーション力をつける支援をする場所です。
- ★一人ひとりの思いが大切にされ、相談できる教師がいるところです。

お問い合わせは

太田中学校 072-641-2504

まずは チェック

子供にスマートフォンを持たせる前に

スマートフォンを使うようになれば、インターネットを通じて年齢・性別・場所を問わず多くの人とつながる可能性が生じます。そこで、保護者自身が意識して行動したいことを以下にまとめました。あなたが苦手なことはありますか？

スマートフォンを操作できる
(資料や情報などがあれば
簡単な設定も自分でできる)

まずは自分で使って基本的な操作を把握しておきましょう。そして、子供が安全に使える環境を整えてあげましょう。

情報モラルやフィルタリング
についての基礎知識がある

情報モラルもフィルタリングも、子供をトラブルから守る大切な知識です。学校や地域で開催する研修会、Webの情報、書籍、事例集などで積極的に学びましょう。

スマートフォンの正しい利用
を態度で示すことができる

歩きスマホをしない、食事中や就寝前は使わないなど、保護者自身が見本となって良いマナーを学ばせましょう。

スマートフォンの使用目的や
使い方について、子供と
話し合うことができる

なぜ必要なのか、どのようなことに使うのか、子供の気持ちを聞きましょう。目的を確認した上で、使い方を一緒に考えましょう。

スマートフォンの利用ルール
を子供と一緒に考えて
決めることができる

大人が勝手に決め付けて押し付けてもダメ。子供の言い分にも耳を傾けながらじっくりと話し合い、ルールを決めましょう。

家庭内で決めたルールを
定期的に話し合い、
適宜見直すことができる

利用範囲や時間、課金、各種制限など、発達・成長段階に合わせてルールを調整しましょう。子供と定期的に話し合うことは、保護者が新しい情報を得る機会にもなり、お互いの理解が高まるのでおすすめです。

※ 高校生になったら、18歳に向けて徐々に任せる方法も悪くはありませんが、保護者の見守りは忘れずに。